

心身障害者福祉手当の認定を受けられた方へのお知らせ

1 心身障害者福祉手当について

○心身障害者福祉手当対象者及び手当月額は次のようになっております。

対象者	手当月額
身体障害者手帳（1・2級） 愛の手帳（1・2・3度） 脳性麻痺・進行性筋萎縮症 難病医療費助成を受けている方	15,500 円
身体障害者手帳（3級） 愛の手帳（4度） 精神障害者保健福祉手帳（1級）	10,000 円

※ただし、対象者であっても、次の要件いすれかに 1 つに該当する場合は心身障害者福祉手当支給対象となりません。

1、規則で定める施設に入所しているとき

- (1) 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設
- (2) 児童福祉法に規定する知的障害者施設、肢体不自由児施設等
- (3) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

2、保護者がその子に係る児童育成手当の障害手当を受給している児童（20歳未満）

3、本人（20歳未満の方は扶養義務者等）の所得が下表の所得限度額を超える方 <所得限度額> (円)

扶養人数	収入額	所得額
0人	5,180,000	3,604,000
1人	5,656,000	3,984,000
2人	6,132,000	4,364,000

※この表の収入額は、給与所得者を例として給与所得控除をする前の金額です。

なお、状況に応じて各種控除が受けられ、手当の該当となる場合があります。くわしくは、お問い合わせください。

※扶養人数が1人増すごとに所得額に380,000円加算されます。

※毎年8月に所得額の見直しを行います。

- ・1～7月分の手当は、受給月からみて一昨年の所得額で判定します。
- ・8～12月分の手当は、受給月からみて昨年の所得額で判定します。

申請時に所得限度額を下回って認定を受けた方も、次の8月分からは支給対象額外となる可能性があります。

また、所得判定には、住民税の申告が必要です。継続して手当の受給を希望される方は、必ず申告期限内に申告してください。なお、住民税の申告方法は、1月1日にお住まいの自治体にお問い合わせください。

4、申請時に65歳以上の方

2 心身障害者福祉手当の振込について

認定を受けた方には、口座振替より4月、8月、12月の年3回手当を支給します。振込内容は下のとおりです。

各支払期	4月	8月	12月
各支払期間	12月分～3月分	4月分～7月分	8月～11月分

ただし、認定される月によっては、支払期が次回になることがあります。

(おことわり)

手当支給は各支払月の末日までに口座から引き出せるように振込の手続きをいたします。早い場合は25日頃ですが、支払月ごとに前後いたしますのでご了承下さい。預金通帳には『キタクフクシテアテ』と表示する予定です。なお、各支払月における手当額のお知らせ等は個別には通知いたしません。記帳にてご確認ください。

3 届出の提出について

受給資格の消滅や申請内容の変更があるときは、届出を提出する必要があります。印鑑を持参のうえ、すみやかに届け出てください。(届出の用紙は障害福祉課にて配布しております。)

① 受給資格の消滅

- ・北区から転出、死亡により北区の住民ではなくなったとき
- ・規則で定める施設に入所したとき
- ・受給者の保護者が北区児童育成手当の障害手当を受給したとき
- ・その他、心身障害者福祉手当の支給対象者でなくなったとき
(例：障害等級、疾病の程度が支給対象外になったとき等)

② 申請内容の変更

- ・北区内でお引越しをなされたとき
- ・受給者の氏名が変わったとき
- ・手当の振込口座の変更を希望するとき
- ・障害等級、疾病の程度が変更になったとき
(例：身体障害者手帳1級から3級になったとき等)

4 手当の返還

手当を不正に受けた場合や、手当受給資格消滅後に手当を受給した場合は、相当額の手当を返還していただきます。

<問い合わせ先>

北区障害福祉課 王子障害相談係 北区役所第一庁舎1階2番 TEL:03-3908-9081
赤羽障害相談係 赤羽会館6階 TEL:03-3903-4161